

三木町週休2日土木工事実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月11日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第43号

三木町週休2日土木工事実施要綱の一部を改正する要綱

三木町週休2日土木工事実施要綱（令和6年三木町要綱第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又」を「また」に改め、「相当」を削る。

第4条第1号ア中「週休2日工事の受注者（以下この条において「受注者」という。）は、対象期間において、4週8休相当以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。」を「完全週休2日（土日）の受注者は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。」に、「完全週休2日の場合は、原則として、1週間のうち土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。」を「月単位の週休2日の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。」に改め、同号イただし書中「の場合で」を「（土日）において」に、「又」を「また」に改め、同号ウ中「の場合において」を「（土日）において」に、「直後」を「前後」に、「又」を「また」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 交替制工事

完全週休2日交替制の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上の日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

また、月単位の週休2日交替制工事の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

第5条中「前条の」を削り、「休工」の次に「及び休日」を加え、同条第2号中「対象期間及び月単位に」を削り、「できていればよい。」を「された状態をいう。」に改める。

第7条中「週休2日工事の受注者及び交替制工事の受注者（以下「受注者」という。）」を「受注者」に改め、同条第1号中「発注者指定型の場合」を削り、「又」を「（土日）また」に改め、「相当」を削り、同条第2号中「受注者希望型の場合」を削る。

第8条中「週休2日工事での完全週休2日若しくは4週8休又」を「、週休2日工事での完全週休2日（土日）また」に改める。

第9条中「完全週休2日」の次に「（土日）」を加え、「相当」を削る。

第10条中「完全週休2日」の次に「（土日）」を加え、「相当」を削る。

第11条中「工事打合せ簿により週休2日工事及び交替制工事の取組状況について、次に掲げるとおり報告しなければならない。」を「以下に記す事項を行わなければならない。」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 交替制工事

休日の確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。また、技術者及び技能労働者の休日が実績で記載された資料を提示しなければならない。提示資料は工事監督員が確認した後に受注者に返却する。

第14条中「ついで」を「応じて」に改め、「次に掲げる」を削り、「行い変更契約をする。」を「行う。」に改め、同条各号を次のように改める。

（1） 週休2日工事

当初設計で完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日（土日）を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

（2） 交替制工事

対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、完全週休2日交替制または月単位で4週8休を達成すれば、休日の実績に応じて、変更設計を行う。
第15条を次のように改める。

（工事成績評価）

第15条 週休2日工事（発注者指定型）の場合、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評価に反映する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。